

国土交通省職員の公募について

1. 公募する官職

(募集 A) 総合政策局国際政策課インフラシステム海外展開戦略室長 1名

(募集 B) 国土政策局総合計画課国土管理企画室長 1名

(募集 C) 都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長 1名

(募集 D) 自動車局安全政策課自動車事故対策事業企画官 1名

2. 業務内容及び求められる能力等

別紙1～4参照

3. 任期

令和5年7月1日～令和7年6月30日(予定)

なお、職務の遂行の状況によっては、任期を更新する場合があります。

4. 勤務地

東京都千代田区霞が関2-1-3

5. 待遇等

①採用形態

常勤の一般職国家公務員として採用します。

・「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき、任期の定めのある常勤の一般職国家公務員として採用します。国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限等が適用されます。

・現職の国家公務員(現在、地方公共団体等に出向中の者を含む。)の場合は、国土交通省への人事異動となります。

②給与

これまでの経歴等を考慮の上、国家公務員の給与規定(「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」又は「一般職の職員の給与に関する法律」の規定)に基づき支給されます。

③勤務時間・休暇

原則として週5日勤務、午前9時30分から午後6時15分。(土、日、祝日、年末・年始(12月29日から1月3日)を除く。休憩時間1時間(昼休み)含む。必要に応じて超過勤務あり。)

年次休暇20日。(7月1日採用の場合、初年度は10日。20日を限度に翌年に繰り越し可。)

④加入保険等

国家公務員共済組合に加入。

6. 応募資格

職務内容に鑑み、以下のすべての要件を満たす方とします。

- ①大学卒業又は同等以上の学歴を有すること。
- ②別紙記載の業務内容の遂行に必要な能力を有し、かつ、関連する業務等に携わった経験を有すること。

なお、以下に該当する方は応募できませんので、ご了承ください。

- ①日本の国籍を有しない者
- ②国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

7. 選考方法

第一次選考 書類選考

第二次選考 面接

※第一次選考合格者に日時等をご連絡します。

※面接試験は、オンラインで実施する場合があります。

8. 応募方法

応募締切りまでに、メールにより応募書類を提出してください。応募書類は合否にかかわらず返却しません。応募書類に記載された個人情報等は、選考以外の目的のために使用されることはありません。

なお、現職の国家公務員等は、所属する各府省の人事担当課を通じて、応募書類を提出してください。

- ①応募書類
 - ・履歴書（様式1、写真添付）
 - ・職務経歴書（様式2）
 - ・応募理由（様式3）

- ②応募締切り

令和5年4月21日（金）18時（受信有効）

- ③提出先

hqt-recruit@ki.mlit.go.jp

9. 問合せ先

国土交通省 大臣官房人事課 徳増、松下
電話 03-5253-8111 (内線 21233、21234)
メール hqt-recruit@ki.mlit.go.jp

【別紙 1】**公募する国土交通省職員
(総合政策局国際政策課インフラシステム海外展開戦略室長) の職務内容****1. 背景事情**

我が国の持続的な経済成長の実現、相手国の経済発展と社会が抱える課題解決への貢献、地球規模課題解決への貢献を図るため、国土交通省では、インフラシステム海外展開を推進しているところ。

特に、近年では、O&M（運営・保守）の参画促進、スタートアップ企業を含む技術と意欲ある企業の案件形成支援、国際標準化の推進と戦略的活用、デジタル・脱炭素技術の活用など新たな動きも出てきている。

このため、今後のインフラシステム海外展開の更なる推進を図るため、広域的かつ総合的な対策に向けた企画立案・実施を推進していく必要がある。

2. 業務内容

以下の内容の業務に係る企画立案・実施を管理職として行う。

- (1) ASEAN、APEC、ITF などの多国間交渉・経済連携に関する事務の企画・立案
- (2) 関係行政機関その他の関係者との連絡調整

3. 求められる能力

- (1) インフラシステム海外展開の取組を含め社会資本整備に係る高い知見を有すること
- (2) 国際会議の円滑な実施に係る企画・調整力
- (3) 関係部署との円滑な連携・調整能力
- (4) 組織のマネジメント能力

【別紙2】**公募する国土交通省職員
(国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室長) の職務内容****1. 背景事情**

我が国では、人口減少・高齢化の進展により、地方圏を中心に低未利用土地や空き家の増加、荒廃農地の増加といった問題が顕在化している。このような国土の管理水準の低下は、国土の有する様々な機能の低下を招き、地域の暮らしや国土全体に大きな影響を与える可能性があることから、持続可能な国土の形成に向け、国土の荒廃を防ぐ取組を進めていくことが急務となっている。

また、人為的な活動に起因して、気候変動の影響の深刻化や生物多様性の損失の危機が顕在化するなか、我が国国土と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大と持続可能な活用を図る観点から、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの考え方にに基づき、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する30by30目標の実現等が求められている。

このため、これらの課題を踏まえた国土の将来像や対応方策を明らかにする国土計画の企画立案・推進に取り組むとともに、具体的な対策として、地域住民等の発意と合意形成の下、地域の将来像や土地の使い方等を地域の中で考える取組を推進していく必要がある。

2. 業務内容

以下の内容の業務に係る企画立案・実施を管理職として行う。

- (1) 国土利用計画全般、国土形成計画の国土の利用・管理に係る企画、立案、推進
- (2) 国土の管理構想に係る企画、立案、実施
- (3) 関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との連絡調整

3. 求められる能力

- (1) 国土の利用・管理に係る高い知見を有すること
- (2) 関係者との円滑な連携・関係構築を図るための調整・交渉能力
- (3) 組織のマネジメント能力

【別紙3】**公募する国土交通省職員**

(国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長)の職務内容

1. 背景事情

我が国における良好な景観の形成や歴史的な街並みの維持・向上、古都の歴史的風土の保存等を推進するため、国土交通省では、景観法や屋外広告物法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律等を通じ、多様な取組を行っているところ。

このような中で、今日、我が国固有の文化的資産として次世代に継承していくべき景観や歴史的な街並みについて、インバウンド促進の観点からも魅力ある観光資源として有効に活用するニーズが高まっている。一方で、近年の過疎化や空き家の増加によって危機に瀕しているものもあり、これらを適切に保全・活用することができるよう、民間のノウハウ等を活用しつつ、取組を深化させていくことが必要である。

また、屋外広告物については、デジタルサイネージ等の新たな形態の広告物への対応、近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえた安全管理の徹底など、新たな課題への対応が急務となっている。

これらの諸課題に対処すべく、関係省庁、地方公共団体、民間事業者等と密に連携・調整しながら、時代の要請に応じた景観・歴史まちづくり行政を展開するための人材が求められている。

2. 業務内容

以下の内容の業務に係る企画立案・実施を管理職として行う。

- (1) 良好な景観の形成や歴史的な街並みの維持・向上、屋外広告物等に関する事務の企画・立案
- (2) 関係省庁や地方公共団体等の関係行政機関、民間事業者その他の関係者との連絡調整

3. 求められる能力

- (1) 良好な景観の形成や歴史的風致の保全をはじめとした、社会資本整備やまちづくりに係る高い知見と企画力
- (2) 関係者との円滑な連携・関係構築を図るための調整・交渉能力
- (3) 組織のマネジメント能力

【別紙4】**公募する国土交通省職員
(自動車局安全政策課自動車事故対策事業企画官)の職務内容****1. 背景事情**

近年、自動車事故発生件数は減少傾向である一方、依然として事故による重度後遺障害者数は横ばい傾向であり、被害者等支援の更なる充実や先進的な安全技術の普及等による事故防止対策の一層の推進は必要不可欠である。これを受け、第208回国会において「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律第65号）が成立し、本改正により自動車事故対策事業について具体的内容を規定する「被害者保護増進等計画」を新たに作成する旨の規定が整備された。また、新たな賦課金制度の導入が規定され、賦課金を活用した事業等については、毎年、第三者の客観的視点による効果検証を求められている。

このため、今般、法改正に伴う自動車事故対策事業の抜本的見直しに伴い、被害者等支援と事故防止に係る具体的な施策を効率的かつ効果的に進めていくこととしている。

2. 業務内容

以下の内容の業務に係る企画立案・実施を管理職として行う。

- (1) 被害者保護増進等計画や施策の効果検証に関する事務の企画・立案
- (2) 自動車事故対策事業全体の施策・自動車事故対策事業賦課金をはじめとした予算に関する総合調整
- (3) 自動車関係団体や関係行政機関等との連絡調整

3. 求められる能力

- (1) 自動車事故対策や交通事故被害者支援に係る高い知見を有すること
- (2) 自動車関係団体、関係行政機関等との円滑な連携を図るための調整能力
- (3) 施策の評価・効果検証に関する知見と企画・立案能力
- (4) 組織のマネジメント能力